

令和 6 年第 5 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 6 年 1 2 月 4 日）

議第 1 3 6 号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

〔担当課：人事課〕

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり 0. 0 5 月分引き上げる。

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>3 0</u> 月 ⎧ 6月：2. <u>15</u> 月 12月：2. <u>15</u> 月	4. <u>3 5</u> 月 ⎧ 6月：2. <u>175</u> 月 12月：2. <u>175</u> 月	※令和 6 年度は、12 月期で調整 ⎧ 6月：2. 15 月 12月：2. <u>20</u> 月

（令和 6 年度分は公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から、令和 7 年度分以降は令和 7 年 4 月 1 日から施行）

議第 1 3 7 号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

〔担当課：人事課〕

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当（※）について、次のとおり所要の規定の整備を行う。

※ 職員であった者が退職後一定の期間失業している場合に、職員の退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法に基づく失業等給付相当額に満たないときは、その差額分を退職手当として支給するもの

1 雇用機会が不足する地域における給付日数の延長の暫定措置（※）について、国家公務員に準じてその適用期間を 2 年延長する。

※ 雇用機会が不足していると認められる地域に居住する一定の退職者に係る失業者の退職手当の給付日数を 6 0 日間延長する措置

2 その他所要の規定の整理を行う。

（令和 7 年 4 月 1 日から施行）

議第138号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

1 岐阜県人事委員会の令和6年10月10日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

(1) 行政職給料表を改定し、初任給を始め若年層に重点を置き、給与月額を平均2.76%（10,247円）引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。

(2) 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を900円引き上げる（改定後：370,400円）。

(3) 4級地（※）の寒冷地手当について、次のとおり引き上げる。

※ 高山市、飛騨市、郡上市及び大野郡。1～3級地については県内に該当地域なし（増額改定は実施）

世帯等の区分		現 行	改 定 後
世帯主 である 職 員	扶養親族のある職員	17,800円	19,800円
	その他の職員	10,200円	11,400円
その他の職員		7,360円	8,200円

(4) 期末手当及び勤勉手当について、支給割合を次のとおり0.10月分引き上げる。また、任期付研究員等についても、一般職員との均衡を基本に引き上げる。

区 分	現 行	改 定 後	備 考
一 般 職 員	2. <u>4</u> 5月 (6月：1. <u>22</u> 5月) (12月：1. <u>22</u> 5月)	2. <u>5</u> 0月 (6月：1. <u>25</u> 月) (12月：1. <u>25</u> 月)	※ 令和6年度は、 12月期で調整 (6月：1. <u>22</u> 5月) (12月：1. <u>27</u> 5月)
	2. <u>0</u> 5月 (6月：1. <u>02</u> 5月) (12月：1. <u>02</u> 5月)	2. <u>1</u> 0月 (6月：1. <u>05</u> 月) (12月：1. <u>05</u> 月)	※ 令和6年度は、 12月期で調整 (6月：1. <u>02</u> 5月) (12月：1. <u>07</u> 5月)

管理・ 監督職 員	期末手当	2. <u>05</u> 月 〔6月：1. <u>025</u> 月〕 〔12月：1. <u>025</u> 月〕	2. <u>10</u> 月 〔6月：1. <u>05</u> 月〕 〔12月：1. <u>05</u> 月〕	※ 令和6年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>025</u> 月〕 〔12月：1. <u>075</u> 月〕
	勤勉手当	2. <u>45</u> 月 〔6月：1. <u>225</u> 月〕 〔12月：1. <u>225</u> 月〕	2. <u>50</u> 月 〔6月：1. <u>25</u> 月〕 〔12月：1. <u>25</u> 月〕	※ 令和6年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>225</u> 月〕 〔12月：1. <u>275</u> 月〕

2 警察職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に支給される警察職員手当について、日没時から日の出時までの間に従事した場合は、国家公務員に準じて通常の手当額に100分の50を加算する。

(1(4)(令和6年度分を除く。))は令和7年4月1日から、2は公布の日から、その他は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

議第139号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：薬務水道課]

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の額を次のとおり改定する。

【改定前】	1件につき	6,700円
【改定後】	1件につき	22,000円

(令和7年3月1日から施行)

議第140号 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：地域福祉課]

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める厚生省令の一部改正に伴い、省令の改正内容に準じた改正を行う。

【内容】

- 救護施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。
- 更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。

(公布の日から施行)

議第141号 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：国際交流課]

旅券法施行令の一部改正に鑑み、旅券法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	手数料の額（1件につき）	
	改定前	改定後
10年旅券発給手数料	2,000円	2,300円 ただし、電子情報処理組織を使用する方法により発給の申請をする場合にあっては、1,900円
5年旅券発給手数料		
その他旅券発給手数料		

未交付失効後5年以内の再申請の場合（※）にあっては、上記の金額に2,000円を加算する。

※ 申請者が旅券の発行の日から6月以内に当該旅券を受領しなかったため、当該旅券が効力を失った場合において、当該申請者が当該旅券の失効後5年以内に再度旅券の発給を申請する場合

（令和7年3月24日から施行）

議第142号 岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例について

[担当課：都市政策課]

- 1 屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の安全性を確保するため、次のとおり規定の整備を行う。
 - (1) 広告物を表示する者等（※）に対し、当該広告物又は掲出物件について補修、除却その他必要な管理を義務付ける。
 ※ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者
 - (2) 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に対し、当該広告物又は掲出物件について一定の資格者による点検を義務付ける。
 - (3) 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可又は許可の更新を受けようとする者に対し、(2)の点検結果の提出を義務付ける。
 - (4) 広告物又は掲出物件の除却義務を次のとおり見直す。

	改正前	改正後
対象者	許可を受けた者	広告物の表示者 掲出物件の設置者
除却すべき場合	許可期間が満了し、又は許可が取り消されたとき	許可期間が満了し、又は許可が取り消されたとき 表示又は設置が必要でなくなったとき
除却期限	7日以内	遅滞なく

- 2 知事が除却により保管した特に貴重な広告物又は掲出物件の公示方法を、県公報又は新聞紙からホームページに変更する。
- 3 1(2)(3)の点検結果の受付事務を全ての市町村（岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市を除く。）に移譲する。
 （岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 4 その他所要の規定の整理を行う。

（1(2)(3)及び3は令和9年4月1日から、
 その他は令和8年1月1日から施行）

議第 1 4 3 号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

[担当課：建築指導課]

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の 3 条例について所要の規定の整備を行う。

1 岐阜県事務処理の特例に関する条例

[担当課：建築指導課]

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務を大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市に移譲する。(1 法令 2 0 項目)
- (2) 改正前の宅地造成等規制法に基づく事務について市町村への権限移譲を廃止する。

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例

[担当課：環境管理課]

特定事業(※)を行う区域の構造が満たすべき基準を、宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する基準に準じて定めることとする。

※ 埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡以上である事業

3 岐阜県土木関係手数料徴収条例

[担当課：建築指導課]

- (1) 宅地造成等工事規制区域(※1)及び特定盛土等規制区域(※2)内において行われる宅地造成等に係る工事について、次の手数料を新たに徴収する。

※1 市街地や集落、その周辺など、盛土等(一定規模以上の盛土、切土及び土石の堆積をいう。以下同じ。)が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域として指定した区域

※2 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域として指定した区域

手数料の名称	区分 (盛土等の面積による)	手数料の額 (1件につき)
宅地造成等許可申請手数料	500㎡以下	16,000円
	500㎡超1,000㎡以下	28,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	39,000円

	2,000㎡超3,000㎡以下	57,000円
	3,000㎡超5,000㎡以下	66,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	90,000円
	10,000㎡超20,000㎡以下	140,000円
	20,000㎡超40,000㎡以下	220,000円
	40,000㎡超70,000㎡以下	350,000円
	70,000㎡超100,000㎡以下	490,000円
	100,000㎡超	630,000円
土石堆積許可申請手数料	500㎡以下	11,000円
	500㎡超1,000㎡以下	14,000円
	1,000㎡超2,000㎡以下	16,000円
	2,000㎡超3,000㎡以下	20,000円
	3,000㎡超5,000㎡以下	28,000円
	5,000㎡超10,000㎡以下	32,000円
	10,000㎡超20,000㎡以下	38,000円
	20,000㎡超40,000㎡以下	53,000円
	40,000㎡超70,000㎡以下	72,000円
	70,000㎡超100,000㎡以下	110,000円
	100,000㎡超	130,000円
宅地造成等変更許可申請手数料	次に掲げる額を合計した額（※） (1) 設計の変更 変更前の土地（又は面積の縮小後の土地）の上記の面積区分に応じた手数料の10%	

土石堆積変更許可申請手数料	(2) 新たに盛土等の土地を追加する変更 追加する土地の上記の面積区分に応じた手数料	
	(3) その他の変更	10,000円
	※上限額	
	宅地造成等変更許可申請手数料	630,000円
	土石堆積変更許可申請手数料	130,000円
宅地造成等 中間検査申 請手数料	500㎡以下	2,900円
	500㎡超1,000㎡以下	2,900円
	1,000㎡超2,000㎡以下	3,400円
	2,000㎡超3,000㎡以下	4,000円
	3,000㎡超5,000㎡以下	5,700円
	5,000㎡超10,000㎡以下	5,700円
	10,000㎡超20,000㎡以下	5,700円
	20,000㎡超40,000㎡以下	11,000円
	40,000㎡超70,000㎡以下	23,000円
	70,000㎡超100,000㎡以下	40,000円
100,000㎡超	57,000円	
宅地造成等 適合証明書 交付手数料		1通につき350円

(2) 改正前の宅地造成等規制法に基づく次の手数料を廃止する。

- ア 宅地造成許可申請手数料
- イ 宅地造成変更許可申請手数料
- ウ 宅地造成適合証明書交付手数料

(令和7年4月1日から施行)

議第144号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
[担当課：建築指導課]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、宅地建物取引業免許等申請手数料の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
1件につき 33,000円	1件につき 33,000円 ただし、申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあっては、26,500円

(令和7年4月1日から施行)

議第145号 岐阜県証紙条例を廃止する等の条例について
[担当課：出納管理課]

1 岐阜県証紙条例の廃止

[担当課：出納管理課]

使用料及び手数料の徴収について、証紙による収入の方法を廃止する。

※ 証紙販売終了：令和7年12月31日

証紙使用期限：令和8年9月30日

証紙買戻し期限：令和12年12月31日

2 岐阜県税条例の一部改正

[担当課：税務課]

(1) 狩猟税の徴収方法を、証紙による方法から現金の納付による方法に改める。

※ 証紙使用期限に合わせ令和8年9月30日までは証紙による方法も可能とする。

(2) その他所要の規定の整理を行う。

(令和8年1月1日から施行)

議第 1 4 6 号 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 [担当課：警察本部運転免許課]

1 道路交通法の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

- (1) 運転免許証と個人番号カードの一体化により、特定免許情報（※）を個人番号カードに記録することが可能となったことに伴い、次の手数料を新たに徴収する。

※ その者の運転免許に係る一定の情報

手数料の名称	区 分	手数料の額（1件につき）
特定免許情報 記録手数料	取得時に免許証の交付を受けない場合	1,550円 ただし、特定の試験を免除される者にあつては、1,350円 ※同日に2種類以上の免許を受ける場合は、免許1種類を増すごとに200円を加算
	更新時に免許証の交付を受けない場合	800円
	上記以外	1,500円 ただし、免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円
免許情報記録 書換手数料	免許証及び免許情報記録個人番号カード（※）を有する者に対するもの	100円
	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対するもの	1,550円 ※同日に2種類以上の免許を受ける場合は、免許1種類を増すごとに200円を加算
運転経歴情報 記録手数料		900円 ただし、運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円

※ その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カード

(2) 運転免許証交付手数料として、次の区分に係る手数料を新たに徴収する。

区 分	手数料の額（1通につき）
免許情報記録個人番号カードのみを有する者が申請する場合	2, 550円

(3) 運転免許証更新手数料について、名称を運転免許証等更新手数料に変更するとともに、次のとおり区分を変更した上、額を改定する。

変 更 前		変 更 後		
区 分	手数料の額 (1通につき)	区 分	手数料の額 (1件につき)	
経由申請 (※1) をする場 合	2, 550円	免許証 の更新 のみ	経由申請をする場合	2, 750円
			経由申請をせず、免許証の交付を受けない場合	1, 300円
経由申請 をしない 場合	2, 500円	免許情報記録 の更新 のみ	経由申請をせず、免許証の交付を受ける場合	2, 850円
			経由地書換え(※2)をする場合	1, 000円
			経由申請をし、経由地書換えをしない場合	1, 950円
		免許証 及び免許情報 記録の 更新	経由申請をしない場合	2, 100円
			経由地書換えをする場合	2, 500円
			経由申請をし、経由地書換えをしない場合	2, 850円

			經由申請をしない場合	2,950円
--	--	--	------------	--------

- ※1 申請者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を經由して行う申請
 ※2 申請者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において受ける免許情報記録の書換え

(4) 運転免許証更新申請書經由手数料について、名称を運転免許証等更新申請書經由手数料に変更するとともに、次のとおり区分を変更した上、額を改定する。

変更前	変更後	
手数料の額 (1件につき)	区分	手数料の額 (1件につき)
550円	經由地書換えをする場合	1,700円
	經由地書換えをしない場合	750円

2 道路交通法施行規則の一部改正に伴い、自動車運転等講習手数料（更新時講習）について、オンライン講習を受講した場合の手数料の額を次のとおり定める。

区分	手数料の額 (1件につき)
優良運転者に対する講習	200円
一般運転者に対する講習	
違反運転者等に対する講習（特定基準不該当者に限る。）	

3 道路交通法施行令の一部改正に鑑み、道路交通法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

(1) 運転免許試験手数料

区 分	改定前（1件につき）	改定後（1件につき）
大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係るもの	1,550円 ～4,100円 ただし、やむを得ない理 由のため免許証の更新を 受けることができなかつ た者（以下「特定理由失 効者」という。）にあつ ては800円、試験等を行 う者が提供する自動車 を使用する場合（以下 「貸与自動車使用」とい う。）にあつては6,6 00円	1,650円 ～3,900円 ただし、特定理由失効者 にあつては750円、貸 与自動車使用にあつては 6,900円
普通自動車免許に 係るもの	1,750円 ～2,550円 ただし、特定理由失効者 にあつては800円、貸 与自動車使用にあつては 3,350円	1,900円 ～2,500円 ただし、特定理由失効者 にあつては750円、貸 与自動車使用にあつては 3,300円
特定第一種運転免 許（※）又は大型 特殊自動車第二種 免許若しくは牽引 第二種免許に係る もの	1,750円 ～2,600円 ただし、特定理由失効者 にあつては800円、貸 与自動車使用にあつては 4,050円	1,850円 ～2,800円 ただし、特定理由失効者 にあつては750円、貸 与自動車使用にあつては 4,550円
小型特殊自動車免 許又は原動機付自 転車免許に係るも の	1,500円 ～1,900円 ただし、特定理由失効者 にあつては、800円	1,600円 ～1,950円 ただし、特定理由失効者 にあつては、750円
大型自動車第二種 免許、中型自動車 第二種免許又は普 通自動車第二種免 許に係るもの	1,700円 ～4,800円 ただし、特定理由失効者 にあつては800円、貸 与自動車使用にあつては 7,650円	1,800円 ～4,500円 ただし、特定理由失効者 にあつては750円、貸 与自動車使用にあつては 7,450円

仮運転免許に係るもの	1, 550円	1, 650円
	～2, 900円	～2, 950円
	ただし、貸与自動車使用にあつては、4, 350円	ただし、貸与自動車使用にあつては、4, 700円

※ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は^{けん}牽引免許をいう。以下同じ。

(2) 運転免許技能検査手数料

区 分	改 定 前 (1件につき)	改 定 後 (1件につき)
大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査に係るもの	3, 900円 ただし、貸与自動車使用にあつては、6, 400円	3, 950円 ただし、貸与自動車使用にあつては、6, 950円
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査に係るもの	3, 750円 ただし、貸与自動車使用にあつては、4, 550円	3, 850円 ただし、貸与自動車使用にあつては、4, 650円

(3) 運転免許限定解除申請手数料

改定前 (1件につき)	改定後 (1件につき)
1, 400円 ただし、貸与自動車使用にあつては、2, 850円	1, 350円 ただし、貸与自動車使用にあつては、3, 100円

(4) 運転免許証交付手数料

改定前 (1通につき)	改定後 (1通につき)
1, 700円～2, 050円 ただし、仮運転免許に係るものにあつては、1, 150円	2, 100円～2, 350円 ただし、仮運転免許に係るものにあつては、1, 100円

(5) 運転免許証再交付手数料

改定前（1通につき）	改定後（1通につき）
2,250円 ただし、仮運転免許に係るものにあつては、1,150円	2,600円 ただし、仮運転免許に係るものにあつては、1,050円

(6) 認知機能検査員講習手数料

改定前（1人につき）	改定後（1人につき）
1,450円 ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、1,200円	1,400円 ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、1,150円

(7) 運転技能検査手数料

改定前（1件につき）	改定後（1件につき）
3,550円	3,650円

(8) 自動車教習所技能検定員審査手数料

区 分	改 定 前 (1人につき)	改 定 後 (1人につき)
大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係るもの	23,400円	23,750円
普通自動車免許に係るもの	19,500円	19,800円
特定第一種運転免許に係るもの	14,700円	14,450円
大型自動車第二種免許、中型自動車 第二種免許又は普通自動車第二 種免許に係るもの	21,500円	22,200円

(9) 自動車教習所教習指導員審査手数料

区 分	改 定 前 (1人につき)	改 定 後 (1人につき)
大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係るもの	14,550円	15,100円
普通自動車免許に係るもの	11,850円	12,000円
特定第一種運転免許に係るもの	9,650円	9,950円
大型自動車第二種免許、中型自動車 第二種免許又は普通自動車第二 種免許に係るもの	12,450円	12,850円

(10) 基準該当初心運転者再試験手数料

区 分	改 定 前 (1人につき)	改 定 後 (1人につき)
準中型自動車免許に係るもの	1,900円 ただし、貸与自動車 使用にあつては、 4,400円	2,050円 ただし、貸与自動車 使用にあつては、 5,050円
普通自動車免許に係るもの	1,750円 ただし、貸与自動車 使用にあつては、 2,550円	1,950円 ただし、貸与自動車 使用にあつては、 2,750円
大型自動二輪車免許又は普 通自動二輪車免許に係るもの	1,650円 ただし、貸与自動車 使用にあつては、 3,100円	1,800円 ただし、貸与自動車 使用にあつては、 3,550円
原動機付自転車免許に係る もの	1,000円	1,100円

(11) 運転経歴証明書交付手数料

改定前（1通につき）	改定後（1通につき）
1, 100円	1, 150円

(12) 運転経歴証明書再交付手数料

改定前（1通につき）	改定後（1通につき）
1, 100円	1, 150円

(13) 国外運転免許証交付手数料

改定前（1通につき）	改定後（1通につき）
2, 350円	2, 250円

(14) 自動車運転等講習手数料

区 分	改 定 前	改 定 後	
安全運転管理者等講習	1時間につき 750円	1時間につき 850円	
取消処分者講習	1時間につき 2, 350円	1時間につき 2, 400円	
取得時	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（普通自動車免許保持者）を受けようとする者に対するもの	1時間につき 4, 450円	1時間につき 4, 650円
	準中型自動車免許（普通自動車免許保持者以外）を受けようとする者に対するもの	1時間につき 3, 500円	1時間につき 3, 800円
	普通自動車免許を受けようとする者に対するもの	1時間につき 2, 800円	1時間につき 3, 050円

講習	大型自動二輪車免許を受けようとする者に対するもの	1時間につき 4,150円	1時間につき 4,300円
	普通自動二輪車免許を受けようとする者に対するもの	1時間につき 4,000円	1時間につき 4,200円
	原動機付自転車免許を受けようとする者に対するもの	1時間につき 1,500円	1時間につき 1,750円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対するもの	1時間につき 3,100円	1時間につき 3,200円
応急救護処置講習		1時間につき 1,400円	1時間につき 1,850円
指定自動車教習所職員講習		1時間につき 750円	1時間につき 900円
初心運転者講習	準中型自動車免許に係るもの	1時間につき 2,150円	1時間につき 2,300円
	普通自動車免許に係るもの	1時間につき 2,050円	1時間につき 2,150円
	大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき 2,700円	1時間につき 2,850円
	普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき 2,550円	1時間につき 2,700円
	原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき 2,450円	1時間につき 2,550円
更新時講習（違反運転者等のうち特定基準不該当者でない者に対するもの）		1件につき 1,350円	1件につき 1,400円
高齢者講習	普通自動車対応免許に係るもの（運転技能検査の対象者を除く。）	1件につき 6,450円	1件につき 6,600円
	上記以外	1件につき 2,900円	1件につき 2,950円

違反者講習	社会参加活動を含む場合	1件につき 9,050円	1件につき 9,350円
	社会参加活動を含まない場合	1件につき 12,500円	1件につき 12,900円
若年運転者講習		1時間につき 2,250円	1時間につき 2,600円
特定小型原動機付自転車運転者講習		1時間につき 2,000円	1時間につき 2,100円
自転車運転者講習		1時間につき 2,000円	1時間につき 2,050円

(15) 特定任意高齢者講習手数料

区 分	改 定 前 (1件につき)	改 定 後 (1件につき)
普通自動車対応免許に係るもの (運転技能検査の対象者を除く。)	6,450円	6,600円
上記以外	2,900円	2,950円

(16) 初心運転者講習等通知手数料

改定前 (1通につき)	改定後 (1通につき)
900円	1,000円

(17) その他所要の規定の整備 (※) を行う。

※ 自動車教習所技能検定員審査手数料及び自動車教習所教習指導員審査手数料について、免除される審査細目がある場合の手数料の控除額の改定

(令和7年3月24日から施行)

議第147号 濃飛2号橋上部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共地域連携推進事業濃飛2号橋上部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 2,068,000,000円
- 4 契約の相手方 瀧上・篠田特定建設工事共同企業体
構成員
愛知県半田市神明町1丁目1番地
瀧上工業株式会社
岐阜市金園町3丁目19番地2
株式会社篠田製作所
- 5 工事の場所 一般国道257号
中津川市千旦林地内
- 6 工事の概要 橋りょう上部工
本線橋
延長213.00メートル
幅員8.00メートル
Bランプ橋
延長156.90メートル
幅員5.50メートル
Cランプ橋
延長156.00メートル
幅員5.50メートル

議第148号 新愛岐大橋上部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共地域連携推進事業新愛岐大橋上部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 2,392,500,000円
- 4 契約の相手方 高田機工・横河ブリッジ特定建設工事共同企業体
構成員
大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号
高田機工株式会社
千葉県船橋市山野町27番地
株式会社横河ブリッジ
- 5 工事の場所 一般県道扶桑各務原線
愛知県丹羽郡扶桑町小淵及び各務原市鵜沼大伊木町地内
- 6 工事の概要 橋りょう上部工
延長356.00メートル
幅員11.50メートル

議第149号 濃飛3号橋上部工事の請負契約の変更について

[担当課：道路建設課]

労務費及び資材費の上昇に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	654,500,000円
	変更後	681,326,800円
		(+26,826,800円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 角藤・篠田特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 一般国道257号
中津川市茄子川地内
- 3 工事の概要 橋りょう上部工
延長107.50メートル
幅員16.64メートルから24.63メートル
- 4 契約年月日 令和5年7月6日

議第150号 岐阜県県民ふれあい会館改修工事（空調設備）の請負契約について

[担当課：公共建築課]

- 1 契約の目的 岐阜県県民ふれあい会館改修工事（空調設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 966,900,000円
- 4 契約の相手方 大東・朝日特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市六条南3丁目14番1号
大東株式会社
岐阜市早田栄町4丁目28番地
朝日設備工業株式会社
- 5 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 6 工事の概要 空気調和設備工事 一式

議第151号 岐山高等学校北舎建築工事の請負契約の変更について

[担当課：公共建築課]

労務費及び資材費の上昇等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	1, 963, 500, 000円
	変更後	2, 043, 291, 800円
		(+79, 791, 800円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 大日本・市川・岐南特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市長良小山田地内
- 3 工事の概要 北舎
鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積5, 839. 88平方メートル
渡り廊下
鉄骨造2階建
延べ面積179. 21平方メートル
鉄骨造2階建
延べ面積157. 19平方メートル
自転車置場
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積114. 51平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積40. 15平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積34. 87平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積34. 87平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積34. 43平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積34. 43平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積28. 71平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積23. 32平方メートル
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積11. 77平方メートル
ごみ置場
鉄骨造平屋建
延べ面積38. 08平方メートル
- 4 契約年月日 令和5年12月21日

議第152号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町戸入字坂原635番20ほか21筆
- 2 取得予定面積 2,137,248.12平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、2,045,204.43平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、20,447.11平方メートル））
- 3 所有者 木原造林株式会社ほか8名
- 4 取得予定金額 12,361,867円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

	筆数	今回の議案に係る土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積)	取得割合 (全取得対象面積約17,700haに対する(B)の割合)
完全取得する山林	9筆	9.2ha	9.2ha	0.05%
持分取得する山林	13筆	204.5ha	2.0ha	0.01%
合計	22筆	213.7ha	11.2ha	0.06%

↓
既取得割合（94.22%）を加えると、94.28%
（16,688ha）

（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

- ※ { 筆数：今回取得する土地の筆数
 完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得
 持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得

議第153号 指定管理者の指定について

[担当課：産業デジタル推進課]

ソフピアジャパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ
構成員
東京都中央区日本橋大伝馬町1番4号
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
東京都中央区日本橋3丁目10番5号
株式会社コングレ
羽島市正木町須賀544番地の17
カワボウテキスチャード株式会社
大垣市小野4丁目35番地10
グレートインフォメーションネットワーク
株式会社
東京都港区芝4丁目11番3号
グローブシップ株式会社

- 2 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第154号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。）に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市雛倉794番地の1
昭和造園土木株式会社

- 2 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和14年3月31日まで

議第155号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

各務原公園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南3丁目7番20号
株式会社技研サービス
- 2 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第156号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

ぎふ清流里山公園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 里山賑わい創出グループ
構成員
東京都港区虎ノ門4丁目1番1号
株式会社エイチ・アイ・エス
美濃市2275番地の1
古川紙工株式会社
- 2 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和14年3月31日まで

議第157号 当せん金付証券の発売について

[担当課：財政課]

令和7年度に発売する当せん金付証券の発売総額を190億円以内とする。

議第158号 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター一定款の変更について
[担当課：医療整備課]

法人設立時に県から承継した建物の取壊しに伴い、所要の規定の整理を行う。

議第159号 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター第4期中期目標の制定について
[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
周産期医療については、未熟児や重症妊産婦に対する高度な医療の提供等、総合周産期母子医療センターとしての機能を強化するとともに、胎児診断や胎児治療を実施すること。 等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、職員配置の在り方を検証し、弾力的に運用すること。 等
- 4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。 等
- 5 その他業務運営に関する重要事項
県全体の中核病院として、岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との間で、医師の診療応援や人事交流といった支援・連携を推進すること。 等

議第160号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第4期中期目標の制定について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
がん医療については、手術支援ロボット、骨髄移植や高精度放射線治療装置などによる高度医療の提供に加え、患者の就労も含めた相談支援の充実を図るなど、拠点病院としての機能を強化すること。 等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、職員配置の在り方を検証し、弾力的に運用すること。 等
- 4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。 等
- 5 その他業務運営に関する重要事項
岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との間で、医師の診療応援や人事交流など、連携を推進すること。 等

議第161号 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院第4期中期目標の制定 について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
高齢人口が多い地域性を踏まえた予防医療の推進、回復期機能の更なる充実、療養病床の活用等により、予防から治療、在宅復帰支援までの一貫した医療を提供するとともに、へき地医療の拠点病院として診療所への医療支援の充実を図ること。 等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療需要の動向や経営状況の変化に適切に対応することができるよう、診療部門や職員配置の在り方を検証し、診療体制の適正化を図ること。 等
- 4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標期間の各年度において、減価償却前収支の黒字化を達成し、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。 等
- 5 その他業務運営に関する重要事項
岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との間で、医師の診療応援や人事交流など、連携を推進すること。 等